

■ はじめに

「法教育」が目指すもの

「法教育」この言葉が使われ始めて久しい。2009年に刑事重大事件について裁判員裁判が導入され、市民が法律や裁判に制度上も無関係ではいられなくなったことから、昨今、脚光を浴びることとなったが、「法律教育」はもとより、「法教育」も、これまで初等教育（小・中・高等学校）においては取り残されていた。「なぜ今法教育なのか」については、本書付録の黒羽論文にその詳細を譲ることとするが、教育現場においては、学習指導要領の改正により2011年からの法教育実施を目前に迫られ、現実的問題となっている。

法律ではこうなっているということを教える「法律教育」ではなく、ルールや決まりの大切さを教えるという「法教育」を初等教育で施すべき意義や必要性は誰も否定しない。しかし、いかなる授業をいかなる方法で行っていくのか、その具体的方策を持つ学校現場はほとんどない。弁護士を初めとする法律家の指導・助言を仰ぎつつも、今までにない”教育”のあり方に戸惑いを隠せないのが実情であろう。

法教育の根幹は「正解はない」ということである。すべての考え方に最大の価値を置き、そのいずれもが正しい可能性を持っていることを前提とした価値相対主義教育である。「読み書きそろばん」の時代から「受験戦争」に突入した現在においてもなお、「問題→正解」の枠組みから抜け出せないわが国の教育現場においては、法教育の導入はまさに黒船襲来である。「正解はない」が、決めて解決する。その際、判断するための「物差し」をいかにして持つか。これを授けることが法教育最大の使命である。

「裁判」とはなにか？ それは「自由」だから。

では、授業はどうあるべきか。ともすると、学校教員は情緒的に善悪を説き、また、法律家は正確性を重視するがあまり話が硬くなる。たとえば、「裁判」とはなにか？と子供たちに問いかけたとしよう。「みんなが幸せに暮らせるよい社会のための仕組み」とか、「社会紛争の解決手段の一つであり、法を適用し、宣言する国家作用」などという解答はどちらも子供たちには届かない。前者は具体性を持たないし、後者はイメージがまったく湧かないからである。

私はまず、ひとこと「自由」だから、と切り出す。そして「自由」を守るためにあると解く。なぜか？ 自由というのは誰もがどの方向を向いてもいい、ということである。ベクトルがほんの少しでも違えば必ずやその矢印はどこかでぶつかる。しかし、すべての人々がまったく同じ方向を向いている不自由な社会ではぶつかることもない。自由な社会の、ぶつかり合いを解決する手段たる決め事が法であり、その実現過程が裁判である。つまり、法や裁判は、私たちが「自由」だからこそあるし、これからも私たちの「自由」を守るためにある。

この「自由→ 紛争→ 解決」という不可逆的連鎖を社会のシステムとして恒常的に持つ社会を「よい社会」というのである。その究極の目的は、言わずもがな、一人一人が人として最大限尊重されるという「個人の尊厳」であり、これは人類普遍の原理である。

先の教科書の解答では、徒に子供たちを遠ざけ、結果として法が目指す価値を伝えられない。表層的な良い子を創り出すか、そうでなければ、ただ、「硬い」「難しい」というイメージを与えるだけである。法教育で求められる授業は、「分かりにくい言葉で、分かりにくく説明する」ことを一つのステイタスとしてきた（それ自体、まったく無益であるが）これまでの法律教育と大きく異なることをまずもって肝に銘じるべきである。

輝く子供たちの目

2007年ころから、私は、東京都内の小・中学校で、社会科（公民）あるいは道徳の授業の枠をもらって法教育の授業を行ってきた。弁護士会はもとより何らの団体とも関係なく、むしろ私の方から、「法教育の授業をさせてくれ！」と押売りし、ゲリラ的に実施してきたようなものである。実際に行った20数コマのうちの一部の授業の様子を反訳してまとめたのが本書であるが、子供たちの発言にはほとんど手を加えていない。生き活きと発言する子供たちの生の声を収めた、文字どおりの「実録集」である。

授業の形態は、物語仕立ての設例を子供たちに与え、ディベート形式で討論させた。子供たちは、自由でしかも柔軟な思考と発想を持っている。難しい言葉や法律の定義こそ出てこないが、われわれ法律家が議論することとほとんど違わない考え方や意見が発表される。その潜在能力には驚くばかりである。子供たちは侮れない。

近時、関係各所で法教育の授業が行われているなか、ことに弁護士を始めとする法律家が行う授業は、模擬裁判に限らずともイベント化しがちである。しかし、子供たちに法律の世界に興味を持たせ、将来の職業として法律家を目指すようアピールすることが法教育ではない。方や、誹謗中傷、いじめが絶えない学校現場からは、教師に代わってわれわれ法律家に釘を刺してもらいたいと懇請されることがある。だが、それも法教育ではない。サラリーマンや自営業、どんな職業、どんな道に進もうと、社会の一員として持っていて欲しいリーガルマインド修得のきっかけを与える。それが目指すべき法教育の姿である。

子供たちは本当に凄い！ 法教育を実施してきた正直な感想である。子供たちの輝く目を潰しているのは、われわれ大人たちであることを自省とともに改めて問い質したい。邪道との批判を甘受しつつ、この実録集を世に晒し、法教育のあり方を模索する一助となれば幸甚である。

2011年 春

一般社団法人リーガルパーク代表理事
國學院大學法科大学院教授
弁護士 今井 秀智